

平成21年(ワ)第17473号 損害賠償請求事件

原告 樋田 敦

被告 社団法人日本気象学会

上申書

2010年 1月21日

東京地方裁判所民事第44部合B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 柳 原 敏 夫



先日、物理学会の学会誌編集部から原告に送られてきた書面を近日中に証拠として提出の予定でございましたが、本日の結審を予期しておりませんでしたので、とりあえず、この書面を参考までに上申いたします(今後、必要に応じて、正式な証拠として提出いたします)。

物理学会が本論文(甲4)と基本的に同一内容の論文(甲29)を学会誌に掲載する決定をしたことは既に甲28~31で明らかにした通りですが、今回の書面は、その掲載が本年4月号(4月1日発行)に決まったという連絡です。

この書面及び甲28~31から何が読み取れるかと言いますと、物理学会は前記論文(甲29)の内容を、被告のように《原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行する(位相が進んでいる)ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされております》(甲10. 1頁下から10行目以下)とは理解せず、原告主張の通り、「端的に34年間の長期間の変動を分析したものである」と理解した上で、つまり、正しい事実認定に立脚した上で、前記論文が学会誌に掲載に値するものであると判断したということです。なぜならば、もし物理学会が前記論文の内容を被告主張のように理解するのであれば、その場合には、当然、《数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点における説得力のある論拠が示されていません》(甲10. 1頁下から7行目以下)といった点が次に問題となり指摘される筈ですが、しかし、これまでに、物理学会から原告に対し、そうした指摘は一切なかったからです。

以上から、掲載判断の基礎となる重要な事実である、本論文(甲4)及び前記論文(甲29)の基本的内容について、これが被告主張のようなものでもな

ければ、なおかつ凡そ事実認定が困難な科学的な論争に類する議論でもないことは、以上の物理学会の対応からも明白になったと思料いたします。

以 上

参考資料

1月12日 16時45分

NO. 5439 P. 1

植田 敦 先生

FAXをいただきまして、ありがとうございました。

お原稿を3月号掲載とのことですが、あいにくと時間的に間に合いません。
恐れ入りますが、4月号掲載でご了承いただきたく、お願い申し上げます。

校正刷が出来上がりましたら、また校正のお願いでお手数をおかけすることと思います。
今後とも何卒よろしくお願い致します。

2010年1月12日

64期会誌編集委員長 住吉孝行
65期会誌編集委員長 栗原 進